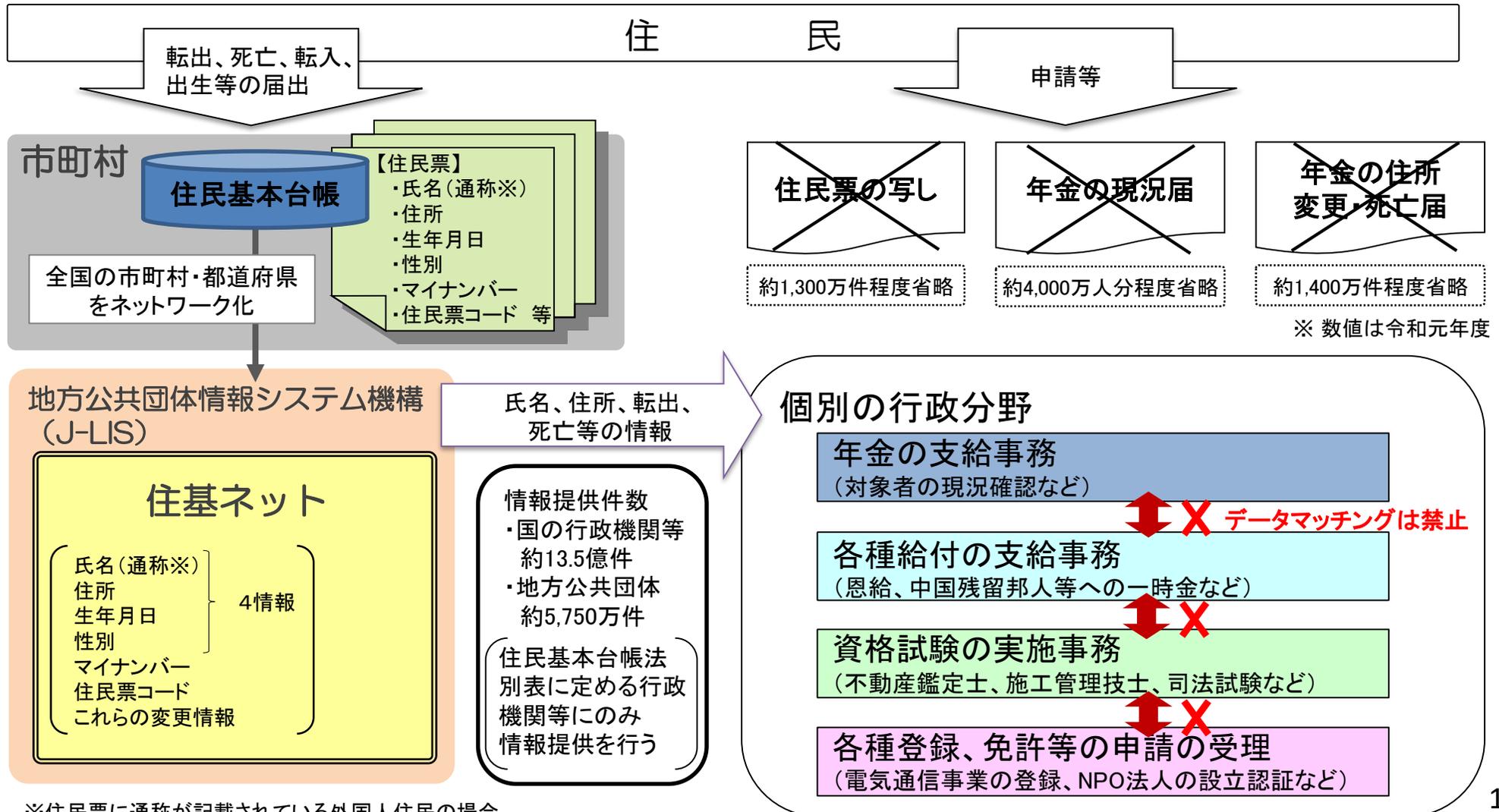


「住民基本台帳ネットワークシステム」

令和3年6月1日
総務省自治行政局

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の概要

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）



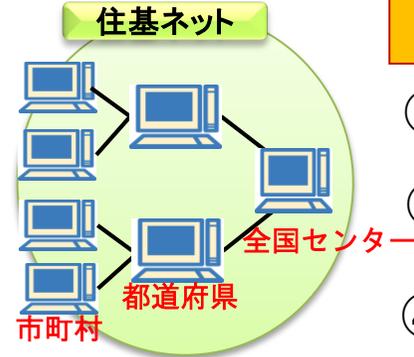
※住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

住基ネットの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、個人番号、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約13.5億件**
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,750万件**
(パスポートの発給、税務事務など)



情報提供

- ①
- ②
- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



行政機関

不要



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略
→ **全国で年間約1,300万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ **全国で年間約1,400万件程度** (※平成30年3月より住基ネットの利用開始)
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**

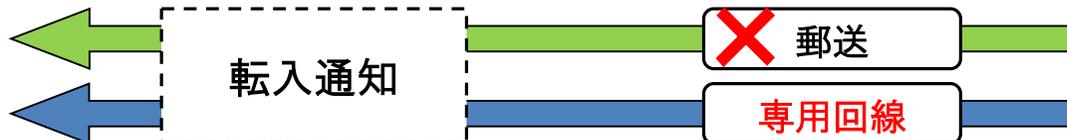
2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知 : 従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約480万件 (約540万人分)** をオンライン化



転出地市町村



転入地市町村

住基ネットの法制度上の整理

(注)括弧内は、住民基本台帳法の条項。

- 住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、平成11年の住基法改正により、全市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
- 市区町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に、それぞれ本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報)を通知(住基ネット回線により送信)。J-LIS及び都道府県は、通知を受けた日から起算して150年を経過する日までの期間、本人確認情報を保存。
- J-LIS、都道府県又は市区町村は、法律又は条例で定める提供先及び事務について、必要な本人確認情報を提供。

J-LISによる本人確認情報の提供

- 別表第1から別表第4までに掲げる機関から、住基法別表に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号)
- 都道府県又は市区町村から、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号、第30条の12第1項第2号)
- 都道府県又は市区町村から、住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第3号、第30条の11第1項第3号、第30条の12第1項第3号)

都道府県による本人確認情報の提供

- 別表第6に掲げる機関から、別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の15第2項第1号)
- 当該都道府県の条例で定める知事以外の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(同項第2号)

市区町村による本人確認情報の提供

- 他の市区町村の条例で定める市区町村長その他の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の14)

- 都道府県は、次の事務に、本人確認情報を利用。
 - 別表第5に掲げる事務(第30条の15第1項第1号)
 - 本人確認情報の利用につき本人が同意した事務(同項第3号)
 - 条例で定める事務(同項第2号)
 - 統計資料の作成(同項第4号)
- 市区町村は、住民の転出入があった場合及び住民票の写しの広域交付を行う場合に、関係する情報を市区町村間で住基ネット回線により送信。(第9条第1項、第12条の4第2項及び第3項、第19条第1項、第24条の2第3項及び第4項)

住基ネット利用事務（別表事務）

別表	情報提供者	情報提供先	主な事務(提供先、提供件数)	総事務数・総件数
別表第1	J-LIS	国の行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約8.6億件) ✓ 厚生年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約4.5億件) ✓ 健康保険等の保険給付の支給等に係る情報の収集又は整理(社会保険診療報酬支払基金、約9千万件) ✓ 共済年金の支給(国家公務員共済組合連合会、約903万件)(地方公務員共済組合連合会、約2千万件) ✓ 国税の賦課又は徴収等(国税庁、約2千万件) ✓ 恩給等の支給(総務省、約88万件) ✓ 無線局の許可(総務省、約2.5万件) ✓ 司法試験の受験願書の審査等(法務省、約4千件) 	184事務 約15億350万件
別表第2	J-LIS	通知都道府県内の市町村長その他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約400万件) ✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約330万件) ✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約7.4万件) 	56事務 約750万件
別表第3	J-LIS	通知都道府県以外の都道府県の知事その他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方税・特別法人事業税の賦課徴収又は調査(都道府県知事、約150万件) ✓ 高等学校等就学支援金の支給(都道府県知事又は教育委員会、約30万件) ✓ 障害者自立支援給付の支給等(都道府県知事、約8万件) ✓ 児童手当の支給(都道府県知事その他の執行機関、約5.5万件) 	66事務 約210万件
別表第4	J-LIS	通知都道府県以外の都道府県内の市町村長その他の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約240万件) ✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約11万件) ✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約9万件) 	55事務 約270万件
別表第5	都道府県知事が自都道府県の情報を利用		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方税等の賦課徴収又は調査(約2,385万件) ✓ 身体障害者手帳の交付(約390万件) ✓ 障害者自立支援給付の支給等(約295万件) ✓ 難病の患者の特定医療費の支給(約290万件) ✓ 一般旅券の発給、記載事項の訂正等(約280万件) ✓ 児童手当の支給(約165万件) 	66事務 約4,300万件
別表第6	都道府県知事	都道府県知事以外の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高等学校等就学支援金の支給(教育委員会、約80万件) ✓ 特別支援学校就学奨励法による経費の支弁(教育委員会、約60万件) ✓ 児童手当の支給(都道府県知事以外の執行機関、約10万件) 	4事務 約150万件

(注)「通知都道府県」とは、本人確認情報を住基法の規定(第30条の7第1項)によりJ-LISに通知した都道府県知事が統括する都道府県のこと(同法第30条の10第1項)。

(注)件数は、別表第1から別表第4までは令和2年度、別表第5・第6は令和元年度の数。事務数は、令和3年4月1日現在の住基法各別表の項の数。

住基ネットの利用状況（主な別表第1事務）（令和2年度）

提供先	事務(事務の根拠となる法律)	件数
日本年金機構	国民年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(国民年金法)	約8億5,570万件
日本年金機構	厚生年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(厚生年金保険法)	約4億5,360万件
社会保険診療報酬支払基金	健康保険等の保険給付の支給等に係る情報の収集又は整理(社会保険診療報酬支払基金法)	約9,020万件
国税庁	国税の賦課又は徴収等(国税通則法等)	約2,210万件
地方公務員共済組合	共済年金の支給等(地方公務員等共済組合法)	約2,050万件
厚生労働省	失業等給付又は育児休業給付の支給(雇用保険法)	約1,140万件
国家公務員共済組合連合会	共済年金の支給(国家公務員共済組合法)	約900万件
日本年金機構	老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金及び遺族年金生活者支援給付金等の支給(年金生活者支援給付金の支給に関する法律)	約720万件
日本私立学校振興・共済事業団	共済年金の支給等(私立学校教職員共済法等)	約350万件
独立行政法人日本学生支援機構	経済的理由により修学困難な学生に対する学資の貸与及び支給(独立行政法人日本学生支援機構法)	約270万件
厚生労働省	業務災害に関する保険給付の支給等(労働者災害補償保険法)	約150万件
総務省	恩給等の支給(恩給法)	約88万件
総務省	無線局の許可(電波法)	約2.5万件
文部科学省	就学支援金の支給(高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	約2.4万件
厚生労働省	障害年金、障害一時金及び遺族年金等の支給、弔慰金の支給(戦傷病者戦没者遺族等援護法)	約2.4万件
法務省	後見、保佐又は補助等の変更又は終了の登記(後見登記等に関する法律)	約1.7万件
法務省	不動産の表題登記、表題部所有者の変更登記等(不動産登記法)	約1万件
法務省	司法試験の受験願書の審査等(司法試験法)	約3,800件
地方公務員災害補償基金	公務災害又は通勤災害に対する補償等(地方公務員災害補償法)	約2,700件
公益財団法人都道府県センター	被災者生活再建支援金の支給(被災者生活再建支援法)	約1,800件
国土交通省	自動車登録の変更登録等(道路運送車両法)	約600件

住基ネットの利用状況（主な別表第2～第4事務）（令和2年度）

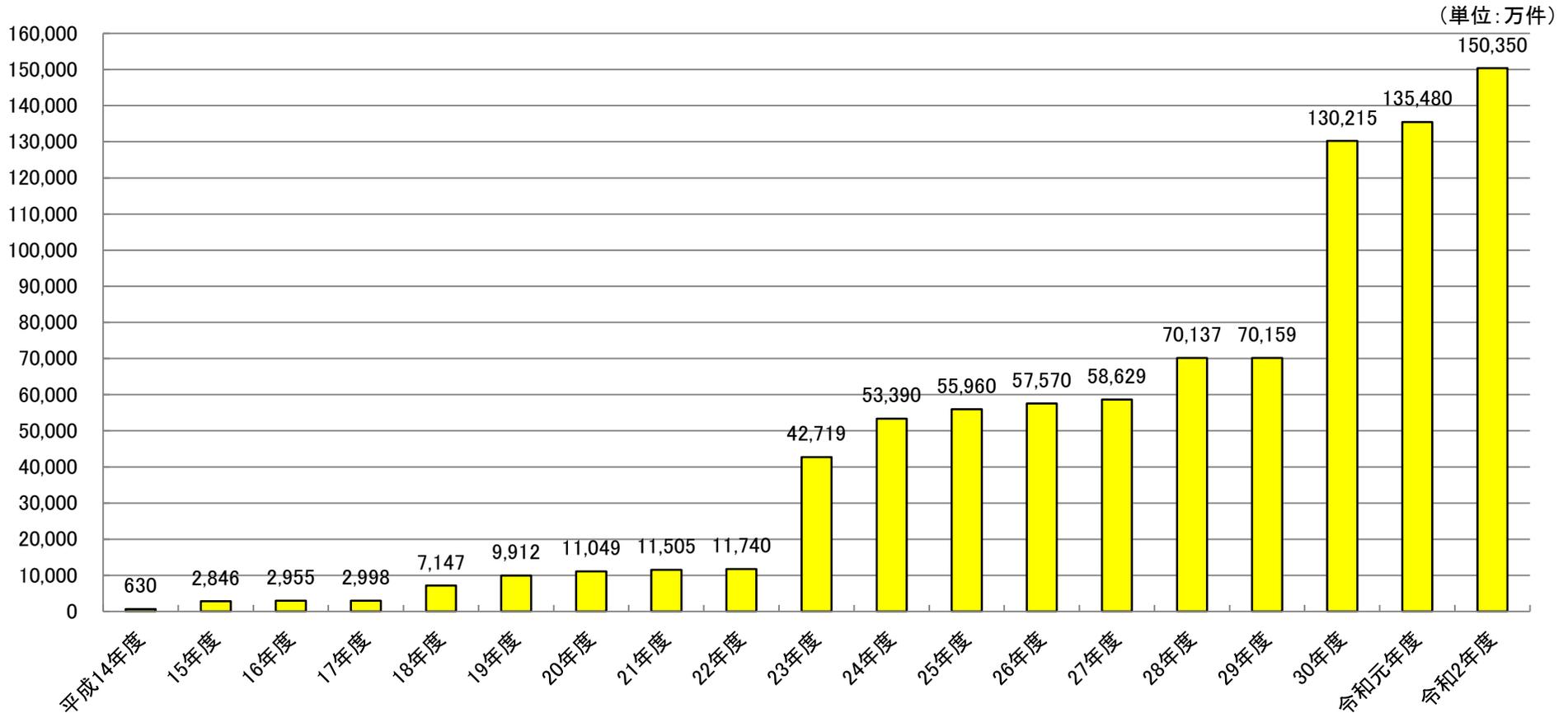
別表	提供先	事務(事務の根拠となる法律)	件数
第2	市町村長	同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権の確認(公職選挙法)	約400万件
	市町村長	地方税の賦課徴収又は調査(地方税法等)	約330万件
	市町村長その他の執行機関	児童手当の支給(児童手当法)	約7.4万件
	市町村長	国民健康保険の保険給付の支給、保険料の徴収等(国民健康保険法)	約6万件
	市町村長	生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等(生活保護法)	約1.4万件
	市町村長	介護保険の保険給付の支給、保険料の徴収等(介護保険法)	約1.2万件
	公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市	健康被害に対する補償給付の支給等(公害健康被害の補償等に関する法律)	約1.2万件
第3	都道府県知事	地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は調査(地方税法等)	約150万件
	都道府県知事又は教育委員会	就学支援金の支給(高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	約30万件
	都道府県知事	障害者に係る自立支援給付の支給等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	約8万件
	都道府県知事その他の執行機関	児童手当の支給(児童手当法)	約5.5万件
	都道府県知事	特定医療費の支給(難病の患者に対する医療等に関する法律)	約4万件
	都道府県知事	入院措置、入院に要する費用の徴収、精神障害者保健福祉手帳の交付等(精神保健及び精神障害福祉に関する法律)	約3.6万件
第4	市町村長	地方税の賦課徴収又は調査(地方税法等)	約240万件
	市町村長	同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権の確認(公職選挙法)	約11万件
	市町村長その他の執行機関	児童手当の支給(児童手当法)	約9万件
	市町村長	国民健康保険の保険給付の支給、保険料の徴収等(国民健康保険法)	約3.6万件

住基ネットの利用状況（主な別表第5・第6）（令和元年度）

別表	提供先	事務(事務の根拠となる法律)	件数
第5	都道府県知事が 自都道府県の情報を利用	地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は調査(地方税法等)	約2,385万件
		身体障害者手帳の交付(身体障害者福祉法)	約390万件
		障害者に係る自立支援給付の支給等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	約295万件
		特定医療費の支給(難病の患者に対する医療等に関する法律)	約290万件
		一般旅券の発給、記載事項の訂正等(旅券法)	約280万件
		児童手当の支給(児童手当法)	約165万件
		入院措置、入院に要する費用の徴収、精神障害者保健福祉手帳の交付等(精神保健及び精神障害福祉に関する法律)	約140万件
		特別児童扶養手当等の支給(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等)	約100万件
		就学支援金の支給(高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	約70万件
		被爆者健康手帳の交付、健康診断、医療特別手当等の支給等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	約60万件
		児童扶養手当の支給(児童扶養手当法)	約40万件
		養育里親又は養子縁組里親の登録、里親の認定等(児童福祉法)	約35万件
		公営住宅の管理(公営住宅法)	約20万件
		生活保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給等(生活保護法)	約7.8万件
		資金の貸付け、給付金の支給等(母子及び父子並びに寡婦福祉法)	約5.7万件
第6	教育委員会	就学支援金の支給(高等学校等就学支援金の支給に関する法律)	約80万件
	教育委員会	特別支援学校奨励法による経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律)	約60万件
	都道府県知事以外の執行機関	児童手当の支給(児童手当法)	約10万件
	教育委員会	疾病の治療のための医療に要する費用の援助(学校保健安全法)	96件

国の行政機関等への本人確認情報の提供状況（平成14年度～令和2年度）

令和2年度の情報提供件数は、約15億件。



- 住基ネット稼働当初（平成14年8月）から一貫して増加。
- 平成18年10月から年金受給権者の現況届の省略、平成23年7月から年金受給権者の住所変更届、死亡届の省略に利用されたことにより件数が大幅に増加。
- 平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に伴い、マイナンバーの初期突合やマイナンバーの確認等で利用されたことにより件数が増加。
- 平成30年3月から年金被保険者の住所変更届等の省略に利用されたことにより件数が大幅に増加。

住基ネットからの本人確認情報の提供状況（別表第一の主な事務の件数・頻度）（令和2年度）

提供先	事務	提供形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	形態別計	事務別計
日本年金機構	国民年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等	即時提供	1,252,347	1,248,882	1,575,962	1,669,919	1,508,976	1,432,061	1,597,107	1,368,379	1,426,175	1,411,984	1,376,318	1,702,351	17,570,461	855,705,691
		磁気媒体	472,337	514,267	509,561	499,036	496,774	474,490	512,222	555,450	500,991	538,422	529,068	538,621	6,141,239	
		電気通信回線	65,790,781	65,361,305	74,591,863	78,439,408	69,952,090	72,415,112	67,032,566	69,270,814	66,396,884	68,616,569	66,010,780	68,115,819	831,993,991	
	厚生年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等	即時提供	450,322	275,331	218,971	172,941	156,686	147,496	169,183	149,314	164,242	177,846	172,729	208,398	2,463,459	
電気通信回線	37,313,192	37,478,888	37,715,131	37,787,015	37,741,513	37,679,477	37,633,442	37,550,258	37,532,963	37,611,668	37,519,311	37,553,995	451,116,853			
社会保険診療報酬支払基金	健康保険等の保険給付の支給等に係る情報の収集又は整理	即時提供	22,061	15,714	20,277	21,103	19,524	22,541	28,476	23,348	18,560	21,835	28,009	48,087	289,535	90,162,098
		電気通信回線	432,707	904,703	1,292,025	698,977	1,780,978	2,411,529	1,371,123	606,779	21,378,335	57,148,875	604,947	1,241,585	89,872,563	
国税庁	国税の賦課又は徴収	即時提供	685,757	488,269	840,233	781,499	818,678	857,303	901,008	742,181	671,665	660,121	737,241	1,369,524	9,553,479	22,119,754
		電気通信回線	1,166,410	743,087	1,504,261	1,507,277	1,462,882	934,011	824,546	724,080	936,432	1,079,436	564,998	1,118,855	12,566,275	
地方公務員共済組合	共済年金の支給等	即時提供	29,699	31,877	42,986	45,157	39,661	38,574	42,012	35,557	38,810	46,897	44,521	47,620	483,371	20,462,334
		電気通信回線		3,290,533		3,269,344		3,270,339		3,291,118		3,291,582		3,566,047	19,978,963	
国家公務員共済組合連合会	共済年金の支給	即時提供	11,704	10,139	20,720	17,389	15,511	17,228	21,923	18,322	19,561	24,402	23,662	25,764	226,325	9,024,742
		磁気媒体		1,443,405		1,448,668		1,456,470		1,470,495		1,484,590		1,494,789	8,798,417	
総務省	恩給等の支給	即時提供	158	159	563	313	217	471	200	185	260	132	249	269	3,176	877,072
		電気通信回線	3,106	3,131	226,610	2,939	2,535	216,951	3,115	2,599	207,730	4,752	2,702	197,726	873,896	
総務省	無線局の許可等	即時提供	722	747	1,054	896	829	765	911	802	862	828	903	1,165	10,484	25,288
		電気通信回線	768	571	1,927	1,333	1,477	1,846	837	1,010	1,419	598	1,011	2,007	14,804	
法務省	司法試験の受験願書の審査等	電気通信回線											3,755	3,755	3,755	

最近の法改正により追加された主な住基ネット利用事務

- **預金保険機構による証券口座開設者情報の管理**(所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号))
(令和2年4月1日施行)
- **新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施**(予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号))(令和2年12月9日施行)
- **登記官の職権による不動産の登記名義人の住所等の変更登記**(民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号))(公布の日(令和3年4月28日)から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日施行)
- **医師や看護師等の免許、保育士等の登録等の国家資格関係事務**(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号))(公布の日(令和3年5月19日)から起算して4年を超えない範囲内で政令で定める日施行)
- **公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理**(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号))(令和3年5月19日施行)
- **公的給付支給等口座登録簿への登録**(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号))(公布の日(令和3年5月19日)から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日施行)
- **マイナンバーによる預貯金口座の管理**(預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号))(公布の日(令和3年5月19日)から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日施行)

住基ネット関連訴訟の概要①

- 平成15年から平成23年にかけて、住基ネットへの接続の差止め及び損害賠償請求等、住基ネットの違憲性等を争う住基ネット関連訴訟が各地で提起（59件）
- 一部地裁及び高裁において敗訴判決があったものの、59件（うち国が被告となったものは36件）のすべてにおいて行政側が勝訴（合憲判決）

＜平成18年11月30日 大阪高等裁判所判決（一部敗訴）＞

【概要】

- 豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市の住民（原告）が、住基ネットへの接続等により、プライバシーの権利等の人格権等が侵害され、精神的損害を被ったなどとして、損害賠償（慰謝料）を請求した事件につき、請求を棄却（行政側勝訴）した大阪地裁判決（平成16年2月17日）を不服として、控訴。
- 控訴審において、原告は、損害賠償に加え、住民票コードの削除及び本人確認情報の大阪府への通知の差止めを請求。大阪高裁は、住民票コードの削除請求については認容し、その他は棄却（行政側一部敗訴）。（⇒吹田市、守口市が上告。）

【原告の主張のポイント】

- 住基ネットにより、本人の同意なく個人情報を流通・提供・利用することは、憲法13条により保障されているプライバシー権としての自己情報コントロール権を侵害する。
- 住民票コードによって、個人の情報が一か所に集められるのは、行政目的をはるかに超え、その個人を全人格的に管理するものであって、その個人の人格権を侵害する。
- 本人の同意もないまま、一方的に住基ネット上に住民票コードが付された個人情報が流出されており、第三者に漏出される危険性は極めて高く、このような危険性を回避するため、速やかに住民票コードの削除請求等が認められるべき。

【判決のポイント】

- 住民の個人情報が住民票コードを付されて集積され、データマッチングや名寄せにより、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険は、抽象的な域を超えて具体的な域に達しているものと評価することができ、住基ネットは、その行政目的実現手段として合理性を有しない。
- 明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らについて住基ネットを運用することは、控訴人らに保障されているプライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害するものであり、憲法第13条に違反する。
- 住民票コードを除く本人確認情報が大阪府に保有されているだけの状態では、本人確認情報の目的外利用等による権利侵害の危険性は小さい。個人情報のデータマッチングや名寄せの危険による権利侵害状態の排除は、住民票コードの削除によって最も実効性がある。

住基ネット関連訴訟の概要②

<平成20年3月6日 最高裁判決(全面勝訴)>

【概要】

- 大阪高裁の判決(平成18年11月30日)中、上告人敗訴部分を破棄し、被上告人の控訴を棄却(行政側全面勝訴)。

【判決のポイント】

- 住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎず、これらはいずれも個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている。以下の点に照らせば、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。
 - ① 住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと。
 - ② 受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること。
 - ③ 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること。
- 現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がというような具体的な危険が生じているということとはできない。
- 行政機関が住基ネットにより住民である被上告人の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された自由を侵害するものではないと解するのが相当。住基ネットによる被上告人の本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに關わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人の主張にも理由がない。

(参考) 平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定(行政側の全面勝訴)～いわゆる選択制の可否～

- ・市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法であるとして東京高裁判決(H19.11.29)を維持。

平成23年5月10日 札幌訴訟の最高裁判決

- ・これにより、住基ネット関連訴訟59件(国が被告となったもの36件)のすべてで行政側勝訴(合憲判決)

住基ネットへの不参加を表明したことのある団体の状況

○各団体における不参加の状況

地方公共団体		不参加の状況
福島県	<small>やまつりまち</small> 矢祭町	H14.8.5(当初)～ 不参加 H27.3.30 参加
東京都	<small>すぎなみく</small> 杉並区	H14.8.5(当初)～ 不参加 H21.1.5 サービス開始
東京都	<small>こくぶんじし</small> 国分寺市	H14.8.5(当初)～ 不参加 H15.5.28 参加表明 H15.8.18 サービス開始
神奈川県	<small>よこはまし</small> 横浜市	条件付き参加 H18.5.10 参加表明 H18.9.8 データ送信完了
三重県	<small>ふたみちよう</small> 二見町	H14.8.5(当初)～ 不参加 H14.8.9 参加
三重県	<small>おばたちよう</small> 小俣町	H14.8.5(当初)～ 不参加 H14.8.9 参加
東京都	<small>なかのく</small> 中野区	H14.8.5(当初)～ 参加 H14.9.12～ 不参加 H15.8.13 参加表明 H15.9.16 一次稼働 H15.10.30 二次稼働
東京都	<small>くにたちし</small> 国立市	H14.8.5(当初)～ 参加 H14.12.27～不参加 H24.2.1 参加

○不参加団体の変遷

一次
稼働

平成14年8月5日 一次稼働時
矢祭町、杉並区、国分寺市、
横浜市、二見町、小俣町
(その後、中野区、国立市)

二次
稼働

平成15年8月25日 二次稼働時
矢祭町、杉並区、横浜市、
中野区、国立市

平成15年10月30日現在
矢祭町、杉並区、横浜市、国立市

平成18年9月8日現在
矢祭町、杉並区、国立市

平成21年1月5日現在
矢祭町、国立市

平成24年2月1日現在
矢祭町

平成27年3月30日～
なし(全団体参加)

住基ネット最高裁判決（平成20年3月6日）を踏まえたマイナンバー制度の設計について

- 番号制度の構築に当たり、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要。
 - ・ 憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護され、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されると判示。
 - ・ その上で、行政目的の正当性・手段の相当性を審査し、住基ネットに不備や具体的な危険は生じていないと判示。
- 番号制度においては、取り扱う個人情報、住基ネットの本人確認情報よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、一層高度の安全性を確保することが求められる。

＜住基ネット最高裁合憲判決の骨子＞

＜制度設計＞（2011/6/30 社会保障・税番号大綱）

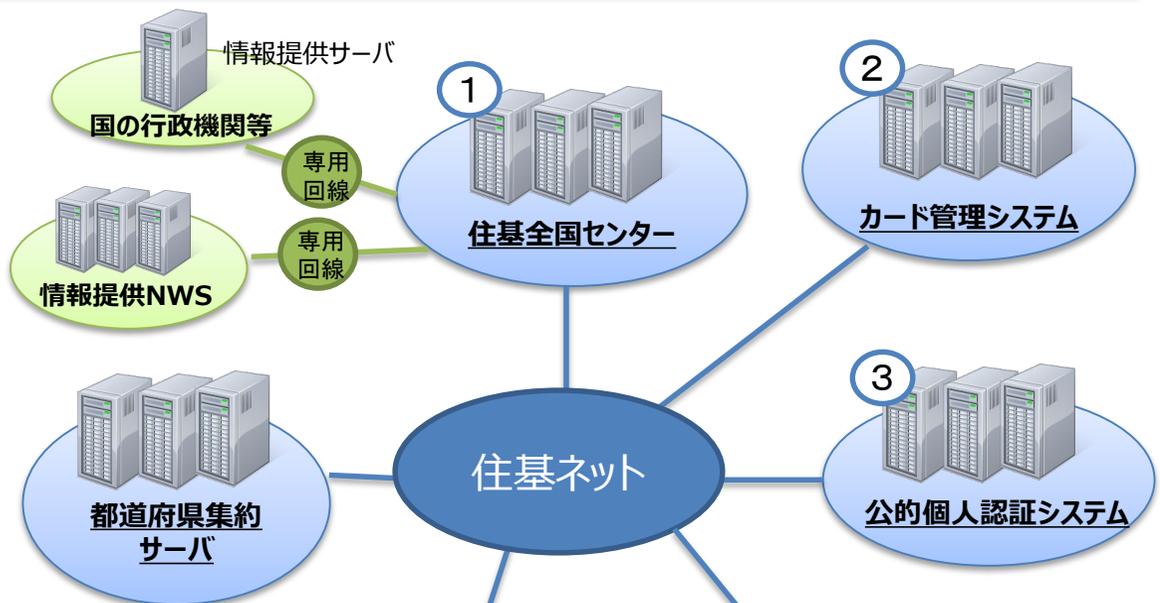
<p>① 「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」</p>		<p>① (a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民－民－官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) 更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる</p>
<p>② 「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものということができる」</p>		<p>② 「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル上で確認できるようにする。</p>
<p>③ 「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」</p>		<p>③ 情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</p>
<p>④ 「受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」</p>		<p>④ 行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関個人情報保護法より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。</p>
<p>⑤ 「住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」</p>		<p>⑤ 国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置。</p>

住基ネット回線を利用する市町村の主なマイナンバー制度関係業務

- マイナンバー制度の導入に伴い、住基ネット回線を利用して処理する業務が追加。具体的には、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付・管理、マイナンバーカードに搭載される電子証明書(公的個人認証)の発行、情報連携等で用いる機関別符号の生成等である。
- 住基ネットは、市町村の区域を越えた本人確認のためのシステムや転出入の事務処理に用いるネットワークという従来の位置づけに加え、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステムとなっている。

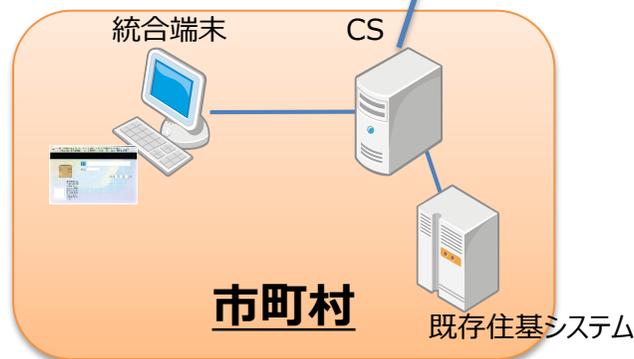
① 住基全国センターと通信を行う業務

- ・ 本人確認情報の検索
 - マイナンバーカード等の提示がなく、マイナンバーを確認することが困難な場合、全国センターにマイナンバーの真正性を確認。
- ・ マイナンバーの付番
 - 全国センターへマイナンバーの生成を要求。全国センターからマイナンバーとすべき番号を市町村に通知。
- ・ 機関別符号の取得要求
 - 全国センターに対し情報連携で用いる機関別符号の取得を要求。全国センターは情報提供NWSに符号生成に必要な住民票コードを通知。



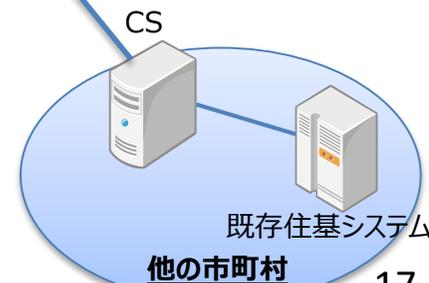
② カード管理システムと通信を行う業務

- ・ マイナンバーカードの交付、管理
 - マイナンバーカードの交付前設定作業やマイナンバーカードを発行している住民の把握等。



③ 公的個人認証システムと通信を行う業務

- ・ 電子証明書の発行
 - 転入により住所が変更となった場合など、マイナンバーカードに搭載する新しい電子証明書を公的個人認証システムから取得。



Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針

1. マイナンバー関連システム整備

1. 1 マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータル・デザイン

② 2025年（令和7年）へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン（あるべき姿）

（イ）情報連携基盤（「公共サービスメッシュ」）の構築

【考え方】

デジタル政府の核心である、ワンスオンリー（同じ情報を2度、国民に求めない）を実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るためには、行政機関間における情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。そのためにデータの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築する。

係る仕組みの構築に当たっては、地域情報プラットフォームや情報提供ネットワークシステムの項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができる、柔軟かつ簡素な構成とすることが考えられる。

なお、濫用や漏えいによる問題が発生したり、プライバシー侵害が発生したりすることのないよう、システムについては今後、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換していく。

【取組方針】

c 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

ワンスオンリーの実現には、必要な行政機関・事務に、プッシュ型で通知することが必要不可欠である。このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度（令和3年度）に検討し、2022年（令和4年）の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

d マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

デジタル庁において、2022年度（令和4年度）までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度（令和7年度）までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。その上で、プッシュ型通知機能を含む公共サービスメッシュを構築し、2025年度（令和7年度）までに全団体のAPI接続を完了させ、団体間のAPI連携を通じて世帯などの関係属性を含む住民情報の参照だけでなく、更新に係る手続を連携できる仕組みを整備することを目指す。

2. マイナンバーの利活用の促進

2. 2 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

【取組方針】

⑤ 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの実現については、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。

このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度（令和3年度）に検討し、2022年（令和4年）の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

⑥ マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

デジタル庁において、2022年度（令和4年度）までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度（令和7年度）までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -

